破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５０６号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢４―35―23―201、商業登記簿上の本店所在地横浜市泉区和泉町1960番地23
破産者　有限会社東栄商事貿易
1　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
2　一般調査期日　平成25年10月２日午前11時
平成25年７月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０７号
横浜市戸塚区吉田町600番地３
破産者　戸野原忠史
1　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
2　一般調査期日　平成25年10月２日午前11時
平成25年７月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
大阪府吹田市春日４―11―２―216、開始決定時の住所大阪府吹田市春日４丁目２番１―901号
破産者　堀川　征男
1　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
2　一般調査期日　平成25年８月29日午後３時
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５号
北海道枝幸郡浜頓別町北４条７丁目１番地白鳥団地46号
破産者　松井　郁子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月４日午後４時20分
平成25年７月３日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６７５号
大阪府寝屋川市新家２―５―２―204、事業所所在地大阪府門真市北巣本町16―27―203
破産者　田中工務店こと　田中　和博
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午後３時
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２号
神戸市兵庫区荒田町２丁目12番９号
破産者　神戸食肉こと　上東　　治
1　破産債権の届出期間　平成25年８月６日まで
2　一般調査期日　平成25年９月24日午前10時
平成25年７月２日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３４号
大阪府豊中市箕輪２丁目８番29号
破産者　尾﨑　武男
1　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
2　一般調査期日　平成25年９月19日午後３時
平成25年７月３日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成１９年（フ）第４２５７号
大阪府箕面市新稲３丁目17番４号
破産者　松本　敏和
1　期日　平成25年９月３日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４９号
大阪府八尾市相生町２丁目１番62―416号
破産者　徳川　隆則
1　期日　平成25年８月７日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2001番地12、破産開始決定時の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9757番地１
破産者　矢ヶ崎清子
1　期日　平成25年８月７日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
平成25年７月３日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２号
石川県珠洲市三崎町二本松ろ部23番地
破産者　大崎　　進
異議申述期間　平成25年８月30日まで
平成25年７月３日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０１号
茨城県小美玉市中野谷434番地２
清算株式会社　三共ユナイト工業株式会社
代表清算人　小松　　哲
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第３００７号
大阪市北区同心１丁目８番９号
清算株式会社　株式会社ペットファースト
代表清算人　勝井　良光
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第７号
京都市下京区油小路通七条下る油小路町294番地
清算株式会社　西川石油株式会社
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第３２号
東京都世田谷区太子堂４丁目１番１号
再生債務者　株式会社インデックス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区五番町５番地　ＪＳ市ヶ谷ビル３階　長島良成法律事務所　弁護士　長島　良成
平成25年６月27日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２５年（再）第４号
北海道石狩市花川南８条２丁目153番地
再生債務者　新札幌建設株式会社
主文　平成25年５月８日にした監督命令を取り消す。
平成25年６月28日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
岡山県美作市中山1482番地３
再生債務者　医療法人天佑会
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年８月７日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月７日
平成25年７月１日　岡山地方裁判所津山支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１２１号
札幌市清田区平岡公園東11丁目２番26号
再生債務者　森高　純彦
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月６日から平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１３８号
札幌市手稲区明日風３丁目３番27号
再生債務者　野寺　　亨
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月23日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月６日から平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部